

# 令和3年度 償却資産申告の手引き

みやこ町税務課

## 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含まれます）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

## 2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、井戸工事、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます)、太陽光発電設備(10kW以上)
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)等
6	工具、器具及び備品	パソコン、事務机、事務いす、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

## 3. 申告書の提出期限および提出先

令和3年2月1日(月)

提出先 みやこ町役場 税務課 固定資産税係

※支所では受付を行うことはできませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送又は電子申告による提出にご協力ください。

#### 4. 固定資産の申告

##### 地方税法第 383 条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額 その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

##### ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及びみやこ町税条例第 75 条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

#### 5. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- ウ 繰越資産
- エ リース資産（リース元が申告するため）
- オ 取得価額が 10 万円未満の資産（減価償却として経理している場合は課税対象）
- カ 取得価額が 20 万円未満の資産で法人税法等の規定により 3 年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- キ 使用可能期間一年未満の資産

※耐用年数を過ぎた資産も申告の対象となります。

#### 6. 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額は、各資産の評価額を合算した額（決定価格）です。

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (100 分の 1.4)}} = \boxed{\text{税額}}$$

課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

## 7. 太陽光発電設備等に対する固定資産税の特例

事業用再生可能エネルギー発電設備等で一定の要件に該当するものは、課税をさせていただくこととなった年度から三年度分の固定資産税に限り課税標準を軽減する特例が適用されます。

課税標準の特例を受けられる場合

(1)平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備を取得したかた

○経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（変電設備、送電設備などを含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ発電量 10 キロワット未満）を除きます。

(2)平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備を取得したかた

○一般社団法人 環境共創イニシアチブによる『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けている再生可能エネルギー発電設備（制御装置、集光装置など）

詳しくは、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

## 8. 申告の方法

### ア 一般方式

前年中に増加または減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は税務課で行います。また、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書等の提出が必要です。

※前年中に資産の増減がないかたは、償却資産申告書の備考欄に『増減なし』の記入をお願いします。

### イ 電算処理方式

賦課期日（1 月 1 日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

### ウ 電子申告方式

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方式です。

### 《マイナンバーの記載について》

マイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記入が必要となりました。個人の方は12桁の個人番号、法人にあつては13桁の法人番号を、所定の記載欄『3 個人番号又は法人番号』に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

また、個人番号を記入した申告書を提出していただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認）を実施させていただきます。

#### ○本人が申請書等を提出する場合

個人番号カード又は通知カード等で番号を確認し、身分証明書等により本人確認をさせていただきます。

**※郵送する場合は、個人番号と本人確認ができる書類のコピーを同封してください。**

**例）個人番号通知カードと運転免許証など**

#### ○代理人が申請書を提出する場合

本人の個人番号が記載された書類の写し及び本人確認ができる書類（免許証）と代理が確認できる書類（委任状等）を提示いただき、代理人の本人確認をさせていただきます。

### 《提出方法》

#### ○持参による場合

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、みやこ町役場税務課まで提出してください。

#### ○郵送による場合

提出先 〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地  
みやこ町役場 税務課固定資産税係

**※ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の方は、必ず返信用封筒に返信先を記入し切手を添付のうえ、同封してください。**

### はじめて申告をされる方（全資産申告）

令和3年1月1日現在の資産内容を確認のうえ、ご申告ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書	記入事項
		全資産用	
申告する資産がある方	○	○	明細書には、みやこ町内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の『18 備考』に、「該当資産なし」と記入してください。

### 今までに申告された方（増加・減少申告）

同封の「償却資産種類別明細書」資料をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を確認し、下記の申告の区分に応じて書類の提出をお願いします。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書の『18 備考』に、「資産増減なし」と記入してください。
増加資産のある方	○	○	×	明細書には、増加した資産（申告もれを含む）のみを記入してください。
減少資産のある方	○	×	○	明細書には、減少した資産（申告もれを含む）のみを記入してください。

### 廃業等をされた方（取消申告）

令和3年1月1日現在、みやこ町内で事業を行っていない方は、申告書の『18 備考』欄に『事業廃止年月日 平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日』の記入をお願いします。

## 9. 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて、申告内容の現地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。



固定資産税の納税には便利な口座振替を是非ご利用ください。

（お問い合わせ先）  
税務課徴収係（TEL 0930-32-2515 内線 115・116）

### 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、太陽光発電設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構設備等
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸 芸 師 匠 業 貸 衣 装 業	楽器、花器、茶器、衣装等

#### 【連絡先】

福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地  
みやこ町役場 税務課 固定資産税係  
電話 0930-32-2515（内線 111・112）